

沖縄県石垣島エリアにおける郵便事業株式会社及び郵便局株式会社施設の修繕工事等請負者の募集

平成24年 7月18日

郵便事業株式会社 経理部門担当執行役員 中城 吉郎
郵便局株式会社 不動産部担当執行役員 河村 学

沖縄県石垣島エリアにおける修繕工事等を良好な品質で早く短期間にかつ安価に実施する請負者（以下「事前指名者」という。）を募集する。

1 概要

(1) 概要

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社施設の修繕工事等を依頼する対象業者を提出された技術資料の審査により事前指名者として決めておくもの。

(2) 対象施設

別紙1、別紙2、別紙3、別紙4のとおり

(3) 対象工事

請負契約の金額が、郵便事業株式会社においては100万円（税抜き）未満、郵便局株式会社においては100万円（税込み）以下の建築一式工事、電気工事及び管工事。

ただし、年末始仮設建物及び別に定める専門工事を除くものがある。

(4) 対象期間

平成24年10月 1日から平成25年 9月30日まで

(5) 指名条件

別紙2のとおり

(6) 重複応募

別に募集する他のエリアへの応募も可能とするが、技術資料等で求める担当技術者は、他のエリアに重複して応募できない。

なお、事前指名者の指名の継続を承諾した応募者においては、既に従事している担当技術者は、技術資料等で求める担当技術者と重複して応募できない。

2 応募資格要件

(1) 次のアからオに該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。

イ 次の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過していない者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

(7) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

(エ) 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) その他、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社に損害を与えた者

(キ) 平成１９年１０月１日以降に事前指名を取り消された者

ウ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。

(7) 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険（以下「日本郵政グループ各社」という）が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

(イ) 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(ウ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定をした者を除く。

オ 技術資料等の審査基準日に、沖縄県において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止を、内閣府沖縄総合事務局又は沖縄県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている者。

(2) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２９に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で下表の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、技術資料等受付締切日の１年７か月前までのものとし、かつ最新のものであること。

総合評定値 の工事種別	建築一式	総合評定値	求めない
事業所の所在地に関する 要件	沖縄県に建設業法上の本店・支店又は営業所を有すること。		
施工実績に関する要件	平成１４年度以降に完成（技術資料の提出期限日までに完成、引渡し済んでいるものに限る。）した、次の(1)及び(2)の要件を満たす元請又はこれに準ずる者として施工した建築一式工事の施工実績を２件以上有すること。 (1) （表―１）に掲げる建物用途であること。 (2) 請負工事費が１００万円（税込み）を超える新築、増築又は模様替工事であること。 注）・新築又は増築工事とは、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事をいう。 ・模様替工事とは、内装に係る建築一式工事をいう。 ・増築工事は、別棟増築、横増築及び上階増築等の増築形態を問わない。		

配置技術者に関する要件	
（表－２）の有資格技術者を４名以上有し、かつ当該エリアに（表－２）の資格を有する担当者を２名選定できること。 ただし、担当技術者は、他のエリアとの重複はできない。	
その他	
緊急工事が発生した場合は、通年（土曜日、日曜日、祝日及び夜間を含む。）で対象施設におおむね２時間以内に到着し対応できること。	

３ 技術資料等提出等担当部署

区 分	担当部署	電話番号	住 所
技術資料等 提出	日本郵政株式会社 近畿施設センター総 務グループ 契約担当	06-6944-5603 FAX 06-6943-1964	〒５３０－８７９７ 大阪市中央区北浜東３－９ 日本 郵政グループ 大阪ビル３階
技術資料等 審査	日本郵政株式会社 近畿施設センター技 術グループ 営繕担当	06-6944-5602 FAX 06-6943-1964	

４ 技術資料等の手続き等

手続等	期間・期日・期限（注１）	場 所
技術資料作成 に係る資料の 交付	平成２４年 ７月１８日（水）から 平成２４年 ８月１６日（木）まで	日本郵政グループホームページ （建設工事関係）よりダウンロード（注２）
技術資料等 受付締切	平成２４年 ８月１６日（木）まで に持参又は郵送（締切日までに必 着）により提出すること。	〒５３０－８７９７ 大阪市中央区北浜東３－９ 日本 郵政グループ 大阪ビル３階 日本郵政株式会社 近畿施設センター （総務グループ 契約担当 あて）
審査結果通知 日	平成２４年 ８月２２日（水）	書面により通知

（注１） 上記の期間中の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前１０時から午後５時（正午から午後１時の間を除く。）とする。

（注２） 日本郵政グループホームページ

（アドレス）<http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ→会社情報→調達情報→建設工事関係→
入札公告→沖縄エリア／郵便事業株式会社／建設工事関係（入札公告等）

5 技術資料の提出等

(1) 技術資料等の提出方法

技術資料等は、上記 4 に示す期限までに、上記 4 に示す場所に持参又は郵送（一般書留郵便に限る。）により提出すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

なお、技術資料等を郵送で提出する場合は、一般書留郵便を差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証（お客様控え）」の写しを、技術資料等受付締切日までに、上記 4 に示す技術資料等提出等担当部署の技術資料等提出先にファクシミリにより送信すること。

ファクシミリ送信様式は、別記のとおり。

(2) その他

下記 8 (3) の通知に必要な返信用封筒として、提出者の住所及び商号又は名称を記載し、速達一般書留郵便料金分の郵便切手（770円分）を貼付した長3号封筒をあわせて提出すること。

6 技術資料の審査

(1) 提出された技術資料に基づき、（表－3）及び（表－4）の項目について審査する。

(2) （表－3）に掲げる応募資格要件を満たさない場合は不適格とし、（表－4）の審査は行わない。

7 事前指名者の決定方法

(1) （表－4）の審査において、別に定める基準ポイント数の制限の範囲内を満たす有資格者の中から、最も評価の高い者を第一順位者として指名する。

なお、順位付けは、第三順位者まで行う。

(2) 指名された者が指名を取り消された場合は、次順位者を指名する。

(3) 上記(1)において、（表－4）の審査が同評価となった場合は、日本郵政株式会社近畿施設センターにおいて別途くじで順位者を決定する。

なお、くじを引く者が出席しないとき又はくじを引かないときは、審査に関係のない社員にくじを引かせる。

8 審査結果及び指名通知等

(1) 技術資料等の審査基準日は、平成24年 8月16日（木）とする。

(2) 上記 6 及び 7 により選定された者を指名する（以下「指名者」という。）。

(3) 指名者に対しては指名通知を、指名しない者（以下「非指名者」という。）に対しては、指名しない旨及び指名しない理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知する。

(4) 上記(3)の通知は、日本郵政株式会社近畿施設センターが行う。

9 失格の条件

以下の場合は失格とする。

(1) 技術資料の提出方法、提出先及び提出期限が、指定した方法によらないもの。

(2) 技術資料の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(3) 技術資料に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(4) 技術資料に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(5) 虚偽の内容が記載されているもの。

10 その他

- (1) 事前指名者は、会社の住所及び連絡先（緊急連絡先を含む）を平成24年 8月24日（金）までに、日本郵政株式会社近畿施設センターに書面で報告すること。
- (2) 事前指名者は、電気設備、空気調和設備及び衛生設備工事の協力会社を一覧に取りまとめ、連絡体制（緊急時の体制も含む。）を平成24年 9月4日（火）までに、日本郵政株式会社近畿施設センターに書面で提出すること。
- (3) 事前指名者は、日本郵政株式会社近畿施設センターが実施する説明会に出席すること。
- (4) 郵便事業株式会社共通事務集約支店及び郵便局株式会社共通事務集約センターとの打合せを平成24年 9月中旬までに行うこと。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (6) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出期限以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 技術資料に虚偽の記載をした場合には、競争参加（指名）停止の措置を行うことがある。
- (9) 技術資料に虚偽の記載をし、その審査結果に基づき指名された場合は、これを取り消す。
- (10) 提出された技術資料は返却しない。
- (11) 技術資料提出者に関する問い合わせには一切応じない。
- (12) 工事契約は、原則として各都道府県の郵便事業株式会社共通事務集約支店又は郵便局株式会社共通事務集約センターが行う。
- (13) 本件手続に関する問い合わせ先は、上記3に示す技術資料等提出等担当部署の技術資料等提出先のとおり。
- (14) 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行により郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は統合し日本郵便株式会社となるが、統合時には、公募に示した条件及び事前指名者の業務は変更しない。ただし、上記1(3)消費税の扱い及び別紙2の事前指名条件書の7(10)請負代金の支払いについて変更する場合は別途通知する。

なお、統合時に変更となる対象施設及び組織の名称については上記10(3)の説明会にて通知する。

(表－１) 建物用途

建築物又は建築物の部分の用途の区分
郵便局、郵便施設
国の機関の庁舎（国の機関の地方庁舎も含む。）
税務署、警察署、保健所、消防署又は交番
博物館その他これに類するもの
図書館その他これに類するもの
病院又は診療所
地方公共団体の庁舎（支庁又は支所等も含む。）
大学又は高等専門学校
高等学校、中学校、小学校、幼稚園、養護学校、盲学校又は聾学校
金融機関の本店又は支店その他これに類するもの

(表－２) 資格

工事種類	建築工事
資格の種類	１・２級建築施工管理技士、１・２級建築士、監理技術者資格者証、監理技術者講習終了証（国土交通（建設）大臣認定）

(表－３) 応募資格要件

要件	内 容
競争参加資格の有無	建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２９に定める建築一式に係る総合評定値の通知を受けた者で、総合評定値が技術資料の提出期限日の１年７か月前までの日を審査基準日とするものであること。
競争参加（指名）停止の有無	技術資料等の審査基準日に、沖縄県において日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止を、内閣府沖縄総合事務局又は沖縄県から指名停止を受けていないこと。
施工実績の有無	（表－１）に掲げる建物用途で、請負工事費が１００万円（税込み）を超える新築、増築又は模様替工事での建築一式工事の施工実績２件以上有すること。
技術者数と担当技術者の資格、免許等	（表－２）の有資格技術者を４名以上有し、当該工事に従事する（表－２）の資格を有する担当技術者２名を配置できること。 ただし、担当技術者の資格を証明できる資料等の提出は、事前指名通知後、第一順位者に対してのみ求める。

(表－４) 審査項目（技術資料）

項目	内 容	審査方法
労務単価と諸経費率	工種別の労務単価を、工種別に定めた係数等を乗じたポイント数合計（ポイント数合計には、ポイント数の小計に諸経費率（％）及び係数を乗じて算出した諸経費ポイント数を含む。）	ポイント数が最小の者から順位付けする。
標準工事価格	工事項目別の標準工事の総額金額（直接工事費及び諸経費等を含めた一式の総額）のポイント数合計	

平成 年 月 日

ファクシミリ送信票

F A X : 06-6943-1964

■ 送信先 日本郵政株式会社 近畿施設センター
総務グループ契約担当 御中

■ 送信枚数 本票＋１枚

■ 送信内容 下記のとおり送信します。

① 件 名

沖縄県石垣島エリアにおける郵便事業株式会社及び郵便局株式会社施設の
修繕工事等請負者の募集

② 郵送年月日

平成 年 月 日

③ 書留・特定記録郵便物受領証（お客様控え）の写し
別添のとおり

■ 送信元 郵便番号

住所

商号又は名称

代表者名

担当者名

連絡先：電話番号

： F A X 番号

： e-mail アドレス

修繕工事等対象施設

(平成24年4月1日現在)

対象となる施設の市町村名	備考
石垣市	郵便事業株式会社の施設名称及び詳細な住所は、別紙3による。 郵便局株式会社の施設名称及び詳細な住所は、別紙4による。

(注)

- 1 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の分室、団地配達作業所、集配センターを含む。
- 2 詳細な施設規模及び連絡先等については、事前指名者決定後、事前指名者に提示する。

参考（エリアごとの見積件数及び発注件数）

1 見積件数	84 件
2 発注件数	61 件

※上記の見積・発注件数は平成23年10月から平成24年4月までの7か月間の実績に基づく1年間の推定件数。